

28北建第6-251号
平成28年 9月15日

(株) 二瓶商店

代表取締役

二瓶 浩幸 様

福島県知事 内堀 雅雄



特定建設業の許可について（通知）

平成28年 8月22日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号 福島県知事 許 可 (特 - 28) 第 28074 号
許可の有効期間 平成28年 9月15日から平成33年 9月14日まで
建設業の種類

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業

大工工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成33年 8月15日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)